



あ!
まって!



えっ!?



時間外受診は

割高
です

うちのこは!?



そうなの!?



緊急時以外は**イソ**がば回れ
時間内受診で医療費節約

知ると得する!

上手な医療のかかり方



イソ がば回れ 3つのポイント



1

**診療時間外の
受診は高額に**

あ!
まって!



休日や夜間に急病になったとき、診療してくれる医療機関は心強い存在です。しかしながら、診療時間外に受診すると、割増料金がかかり医療費が高額になることをご存じでしょうか？

たとえば初診の場合、休診日となっている日曜・祝日に受診すると、初診料に2,500円の「休日加算」、深夜(22時~6時)に受診すると4,800円の「深夜加算」がプラスされます。また、薬局で薬を調剤してもら場合も、営業時間外では料金が割高になります。



緊急性の高いとき
以外は、平日・昼間の
受診がええよ

診療時間外の割増料金

		時間外診療の場合		
		時間外加算 おおむね8時前と18時以降 土曜は8時前と正午以降	休日加算 日曜・祝日 1月2日～3日、12月29日～31 日	深夜加算 22時～6時
医療機関	初診料 2,910円	+850円 (+2,300円)	+2,500円	+4,800円
	再診料 750円	+650円 (+1,800円)	+1,900円	+4,200円
保険薬局	—	調剤技術料と 同額を加算	調剤技術料の 1.4倍を加算	調剤技術料の 2倍を加算

() 内は救急病院などの場合の金額です。

※6歳以上の例。上記の金額には健康保険が適用されるため、窓口での支払は自己負担分のみになります。



2

診療時間内でも、夜間・早朝・休日は割増料金が

夜間・早朝・休日も診療している診療所を受診する場合や、夜間・早朝・休日も営業している薬局で薬を調剤してもらう場合、診療・営業時間内であっても割増料金がかかることがあります。

「昼間は忙しいから」「夜間や休日のほうが空いているから」などの理由で、安易に夜間や早朝、休日に受診をすると、医療費の損になり、家計の負担になります。

診療時間内でも
特に**昼間の受診**が
いいのね



診療時間内の割増料金

	加算の種類	加算の時間帯	加算額
診療所	夜間・早朝等加算	平日は18時～8時 土曜は正午～8時 日曜・祝日は終日	+500円
保険薬局	夜間・休日等加算	平日は19時～8時 土曜は13時～8時 日曜・祝日は終日	+400円

※上記金額には健康保険が適用されるため、窓口での支払いは自己負担分のみになります。

あ！
まって！



3

再受診が 必要になる場合も

診療時間外に受診すると、医療費以外のデメリットもあります。

医療機関は通常、平日の昼間(診療時間内)が業務の主要な時間帯で、検査や治療が十分にできる医療体制を整えています。診療時間外である休日や夜間は、医師や看護師などの医療スタッフを減らし、医療体制を縮小しています。そのため、診療時間内と同様の医療を受けることが難しい場合があります。

休日や夜間には、限られた検査や治療しかできず、薬も最低限の日数分しか出せないため、後日あらためて平日の診療時間内に受診が必要になる場合もあり、結果的にお金も時間もかかってしまいます。



最初から
平日・昼間に受診
すればよかった…

みんなでえらぼう 明るい未来



将来の医療費の 負担額を抑えよう！

本来、休日や夜間は緊急性の高い重症患者や入院患者に対応する時間帯です。

休日や夜間に軽症の患者が安易に受診することで、医療スタッフの負担が過重になるとともに、一刻を争う救急患者の受け入れや、入院患者の急変時に支障が生じてしまいます。

また休日や夜間に来ると予想される患者が増えたと、余分に医療スタッフを配置する必要なども出てきます。そうするとみんなが平日・昼間に受診するよりも多くの医療費が必要となり、結果的には将来自分が支払う医療費の負担額が上がる可能性があります。



お子さまの夜間・休日 の受診に迷ったら まずは電話で相談を！

三重県では夜間・休日でも、お子さまの急な病気やケガの際に「#8000」で医療関係の専門相談員に電話相談ができます。ご活用をお願いします。



子どもの症状は、まずは

#8000

18歳未満の子ども向け
みえ 子ども医療ダイヤル

相談時間

月曜～土曜

19時00分から翌朝8時00分まで

日曜・祝日・年末年始(12/30～1/3)

8時00分から翌朝8時00分まで(24時間)



健康を優先した 働き方改革を！

会社員の方も、体調が悪い時は有給休暇を取得して、平日・昼間の受診を心がけましょう！
経営者や管理職の方は、平日・昼間に受診しやすい環境づくりにご協力ください。

**緊急性が高くない時は
時間内での受診で医療費の節約を！
自分のため、子どもの未来のため、
大切な医療を考えよう！**



 **全国健康保険協会 三重支部**
協会けんぽ

〒514-1195

三重県津市栄町4丁目643番地 津栄町三交ビル

059-225-3311（代表）